

長岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を長岡市監査基準に準拠して実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和6年1月5日

長岡市監査委員	小嶋洋一
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	丸山勝総

1 監査の対象

財務部 市民税課

小国支所

教育委員会

教育部 教育施設課

2 監査の範囲

令和5年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

（委託料及び補助金については、令和4年度の執行分を含む。）

3 監査の期間

令和5年10月4日から10月16日まで

4 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

5 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

(1) 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

(2) 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

(3) 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

(4) 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

(5) 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

(6) 財産管理事務

財産の管理は適正か。

6 監査の結果

監査の対象	監査の結果
市民税課	適正に処理されてきました。
小国支所 地域振興・市民生活課	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地貸付における面積誤りについて 土地の貸付けにおいて、設置する建物の屋根等を含めた水平投影面積ではなく、外壁の範囲で面積を誤って算定しているため、土地貸付料が過少となっているもの ・建物貸付料の計算誤りについて 建物の貸付けにおいて、消費税及び地方消費税を加算しなかったため、建物貸付料が過少となっているもの ・会計年度任用職員報酬の源泉徴収税額の誤りについて 日々任用会計年度任用職員報酬の支払いにおいて、源泉徴収税額の算出を誤り、報酬が過払いとなっているもの <p>上記の事項のほかは、おおむね適正に処理されてきました。</p>
小国支所 産業建設課	適正に処理されてきました。
小国支所 小国診療所	適正に処理されてきました。
教育施設課	<p>《注意事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産の目的外使用許可の誤りについて 施設等設置に係る教育財産の目的外使用許可事務において、許可面積の算定誤りや、使用料の算出根拠の誤りにより、目的外使用料が過少となっているもの <p>上記の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p>